

平成25年第2回糸魚川市議会定例会会議録 第1号

平成25年2月25日(月曜日)

議事日程第1号

平成25年2月25日(月曜日)

午前10時00分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 行政報告
- 日程第4 所管事項調査について
- 日程第5 一般廃棄物最終処分場等調査対策について
- 日程第6 議案第3号から同第15号まで
- 日程第7 議案第16号から同第27号まで
- 日程第8 議案第28号から同第41号まで
- 日程第9 議案第42号から同第50号まで
- 日程第10 議案第52号
- 日程第11 議案第53号から同第56号まで
- 日程第12 議案第57号から同第60号まで
- 日程第13 議案第51号

+

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 行政報告
- 日程第4 所管事項調査について
- 日程第5 一般廃棄物最終処分場等調査対策について
- 日程第6 議案第3号から同第15号まで
- 日程第7 議案第16号から同第27号まで
- 日程第8 議案第28号から同第41号まで
- 日程第9 議案第42号から同第50号まで
- 日程第10 議案第52号
- 日程第11 議案第53号から同第56号まで
- 日程第12 議案第57号から同第60号まで
- 日程第13 議案第51号

応招議員 26名

出席議員 26名

1番	甲	村	聰	君	2番	保	坂	悟	君		
3番	齊	木	勇	君	4番	渡	辺	重	雄	君	
5番	古	畑	浩	一	君	6番	後	藤	善	和	君
7番	田	中	立	一	君	8番	古	川		昇	君
9番	久保	田	長	門	君	10番	保	坂	良	一	君
11番	中	村		実	君	12番	大	滝		豊	君
13番	伊	藤	文	博	君	14番	田	原		実	君
15番	吉	岡	静	夫	君	16番	池	田	達	夫	君
17番	五十嵐	健	一	郎	君	18番	倉	又		稔	君
19番	高	澤		公	君	20番	樋	口	英	一	君
21番	松	尾	徹	郎	君	22番	野	本	信	行	君
23番	齊	藤	伸	一	君	24番	伊井	澤	一	郎	君
25番	鈴	木	勢	子	君	26番	新	保	峰	孝	君

欠席議員 0名

説明のため出席した者の職氏名

市	長	米	田	徹	君	副	市	長	本	間	政	一	君														
総	務	部	長	金	子	裕	彦	君	市	民	部	長	吉	岡	正	史	君										
産	業	部	長	酒	井	良	尚	君	総	務	課	長	渡	辺	辰	夫	君										
企	画	財	政	課	長	齊	藤	隆	一	君	能	生	事	務	所	長	久	保	田	幸	利	君					
青	海	事	務	所	長	木	下	耕	造	君	市	民	課	長	竹	之	内		豊	君							
環	境	生	活	課	長	渡	辺		勇	君	福	祉	事	務	所	長	加	藤	美	也	子	君					
健	康	増	進	課	長	岩	崎	良	之	君	交	流	観	光	課	長	滝	川	一	夫	君						
商	工	農	林	水	産	課	長	齊	藤	孝	君	建	設	課	長	串	橋	秀	樹	君							
都	市	整	備	課	長	金	子	晴	彦	君	会	計	管	理	者	会	計	課	長	結	城	一	也	君			
ガ	ス	水	道	局	長	小	林		忠	君	消	防	長	小	林		強	君									
教	育	長	竹	田	正	光	君	教	育	次	長	伊	奈	晃	君												
教	育	委	員	会	こ	ど	も	課	長	吉	田	一	郎	君	教	育	委	員	会	教	育	総	務	課	長	兼	務
															教	育	委	員	会	生	涯	学	習	課	長		
															中	央	公	民	館	長	兼	務					
															市	民	函	書	館	長	兼	務					
															勤	労	青	少	年	ホ	ー	ム	館	長	兼	務	
															田	原	秀	夫	君								

教育委員会文化振興課長  
歴史民俗資料館長兼務  
長者ヶ原考古館長兼務

佐々木 繁 雄 君

監査委員事務局長 横 田 靖 彦 君

#### 事務局出席職員

局 長	小 林 武 夫 君	次 長	猪 又 功 君
主 任 主 査	水 島 誠 仁 君	主 査	大 西 学 君

午前 10 時 00 分 開議

議長（古畑浩一君）

おはようございます。

これより平成 25 年第 2 回糸魚川市議会定例会を開会いたします。

欠席通告議員はございません。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第 1 . 会議録署名議員の指名

+

議長（古畑浩一君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、14 番、田原 実議員、15 番、吉岡静夫議員、兩名を指名いたします。

日程第 2 . 会期の決定

議長（古畑浩一君）

日程第 2、会期の決定を議題といたします。

会期につきましては去る 2 月 18 日、議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

甲村 聡議会運営委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

甲村委員長。〔1 番 甲村 聡君登壇〕

1 番（甲村 聡君）

おはようございます。

議会運営委員会報告を行います。

去る 2 月 18 日に議会運営委員会が開催されておりますので、その経過と結果についてご報告い

たします。

本日招集されました平成25年第2回市議会定例会に提出されました議案は、お手元に配付されております議案書のとおり、条例の制定及び一部改正が28件、平成25年度の当初予算が13件、平成24年度の補正予算が10件、その他議案が7件のほかに、諮問案件として、人権擁護委員候補者の推薦についてが2件の計60件であります。

このうち諮問第1号及び同第2号の人権擁護委員候補者の推薦につきましては、委員会の付託を省略し、最終日、即決にてご審議いただき、議案第3号から同第15号までの平成25年度の当初予算議案につきましては申し合わせにより、議長を除く25人の議員で構成する予算審査特別委員会を設置の上、ご審査いただくこととし、そのほかの議案については、それぞれの所管の常任委員会に付託の上、ご審査いただくことで委員会の意見の一致をみております。

また、会期につきましては、本日2月25日から3月25日までの29日間とすることで、委員会の意見の一致をみております。

日程につきましては、お手元に配付の日程表をごらんください。

次に、追加議案についてであります。国の緊急経済対策に対応する当市の補正予算につきましては、国の補正予算の成立時期に応じて追加提案し、ご審議願いたいことで、委員会の意見の一致をみております。

次に、委員長報告につきまして、総務文教、建設産業、市民厚生3常任委員長から、閉会中の所管事項調査についての報告と、一般廃棄物最終処分場等調査対策の特別委員長から結審報告をいたしたい旨の申し出があり、本日の日程事項とすることで、委員会の意見の一致をみております。

次に、議会改革についてであります。

去る2月7日の全員協議会において了承された議長集約をもとに、議会基本条例等の策定について、次期議会へ申し送る文案を正副議長及び議会運営委員会正副委員長において策定し、2月28日開催の議会運営委員会において協議した上で、申し送り文を策定し、本定例会最終日に全議員に配付した上で、次期議会に申し送ることで、委員会の意見の一致をみております。

以上で、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

議長（古畑浩一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

本定例会の会期は、本日から3月25日までの29日間とし、委員長報告のとおり進めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月25日までの29日間と決定をいたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付いたしましたとおりでありますので、ご承知を願います。

### 日程第3．行政報告

議長（古畑浩一君）

次に、日程第3、行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

おはようございます。

3月市議会定例会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、大変ご多用のところご参集をいただき、厚くお礼申し上げます。

本定例会におきましては、新年度の市政運営の基本となります平成25年度予算をはじめ、条例関係や補正予算など58件の議案について、ご審議をお願いいたしたいものでありますが、この機会に、4点につきましてご報告申し上げます。

最初に、すぐれた「早寝早起き朝ごはん」運動の推進に係る文部科学大臣表彰について、ご報告申し上げます。

文部科学省では、子どもたちの健やかな成長のためには、適切な運動、調和のとれた食事、十分な休養・睡眠など基本的な生活習慣が大切であるとし、その定着に向けた取り組みを推進いたしております。

当市では平成18年度から、早寝早起きおいしい朝ごはん事業に取り組み、子どもの生活リズムの向上に努めてまいりましたが、当市の園・学校・家庭の連携による取り組みと、その活動内容が特にすぐれていると認められ、このたびの表彰につながったものであります。

2点目に、教育委員会の組織変更についてであります。

内容は、お手元の資料のとおりであります。こども課の設置から3年が経過する中で、組織の課題も見えてまいりましたので、その課題を改善し、今後も一貫教育のさらなる推進を図っていくために、教育委員会の組織の一部を変更するものであります。

主な変更点は、現行のこども課と教育総務課の係配置の変更や、室及び係の新設と分掌事務の変更であり、それに伴い、こども課を「こども教育課」に、教育総務課を「こども課」に課名を変更するものであります。

なお、学校や保育園等の施設や市職員の管理は、変更後のこども課が行い、教育や指導に係る分野は、こども教育課が行います。この変更に際しましては、市民の皆様にご不便が生じないよう、かわりの多い福祉部門は今までどおり、こども課といたしております。

3点目に、えちごトキめき鉄道株式会社の経営基本計画等について、ご報告申し上げます。

去る、2月20日に開催された新幹線・港湾等交通網対策特別委員会協議会において、県及びえちごトキめき鉄道株式会社と、並行在来線への投資、支援スキーム及びえちごトキめき鉄道株式会社の経営基本計画素案について意見交換が行われたところではありますが、当市では3月1日に、ヒスイ王国館で市民説明会が開催される予定となっております。

説明会でのご意見や議会でのご意見をお聞きし、沿線市とも調整した上で、県と会社に市の方針を伝えていきたいと考えております。

最後に、上水道から生じる汚泥の市内セメント会社での処理について、ご報告申し上げます。

昨年12月20日、市内セメント会社2社と新潟市、長岡市、そして当市の三者で、処理に関する基本協定を締結し、1月9日から処理が開始されております。

2月22日現在の処理量は、2社合計で1,442トンとなっておりますが、基本協定に基づく両社での検査では、放射性物質は未検出と報告を受けております。

また、当市としても、企業周辺の空間線量調査や、搬入時の車両の周辺放射線測定を行っておりますが、いずれも通常の数値であります。

今後も、放射能に関する各種測定を継続し、市民の安全・安心に努めてまいります。

以上、ご報告を申し上げますが、議会並びに議員の皆様からの特段のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げ、招集のご挨拶とさせていただきます。

議長（古畑浩一君）

以上で、行政報告は終わりました。

#### 日程第4．所管事項調査について

議長（古畑浩一君）

次に、日程第4、所管事項調査についてを議題といたします。

本件につきましては閉会中、総務文教常任委員会、建設産業常任委員会及び市民厚生常任委員会が開かれ、調査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

伊藤文博総務文教常任委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

伊藤委員長。〔13番 伊藤文博君登壇〕

13番（伊藤文博君）

おはようございます。

総務文教常任委員会では、閉会中の1月30日と2月14日に所管事項調査を行っておりますので、主な内容をご報告いたします。

糸魚川地区公民館の改築については、担当課より、修正された糸魚川地区公民館建設実施設計協議用平面図（案）について説明を受けた後、委員より、勤労青少年ホームと一体の施設であり、部屋数は十分か、他施設との連携はどのように図るのか、また、事業費の見込額はどうかという質疑に対し、これまでも一体的に使用してきたので、部屋数は旧2施設の合計数並みに計画している。利用が集中した場合の代替施設としては、ビーチホールまがたまやアクアホールを考えていて、

2月の利用者説明会で調整を図りたい。予算は実施計画では本体工事費が4億円であったが、面積がふえたので、5億円を見込んでいると答弁がありました。

能生体育館の改築については、委員より、現在の体育館敷地より低くなるが、津波に対する安全性についてどう判断するのかという質疑があり、利用者の方々の利便も考えて総合的に判断した結果、現在のサンエー店舗跡と考えている。予定地は海拔5メートルで、現在より約2メートル低くなるが、建設地に決定をしたと答弁されております。

また、12月18日の能生地域審議会の方針を確認された後、改築検討協議会との協議状況はいかがかという質疑に対し、検討協議会の委員長、副委員長は、能生地域審議会の正副会長であり、今までの経過、総務文教常任委員会に報告した経過は、正副委員長にも報告していて、審議会で確認をいただいたということも承知されている。正副委員長では、この案は検討協議会が決めた案の範囲であるから、他の委員には郵送で送ることによりのご承認をいただいたので、市から改築の方針を文書でお送りしたと答弁がありました。

博物館のリニューアルについては、委員より、リニューアルの計画はいつ立てられたのか、今後のスケジュールと予算額はどうかという質疑に対し、平成23年3月に、リニューアル基本構想が策定され、当時の総務文教常任委員会で説明している。平成25年度予算に盛り込まれることになり、平成25年度に実施設計、26年度に工事を行う予定である。総合計画実施計画では、実施設計6,000万円、工事費6億円を計上していると答弁がありました。

リニューアルにあわせて、市民から要望の高い軽食がとれるスペースの確保は検討されたのかという質疑に対し、十分に検討したが、季節的に入館者数のギャップが大きいなどの理由もあり、民間の方に来店していただくことが可能かどうかなども含めて検討した結果、残念であるが、今回の計画には盛り込むことができなかつたと答弁されております。

また、考古館のリニューアルとあわせて、一体的にやっていきたいという話を出してほしい。大規模リニューアルという計画であるなら、青海で展示してある資料を一本化するのは、フォッサマグナミュージアムに限らなくてもよい。考古館のリニューアルとあわせて、1本の動線で全部を回れるようにする。全体がフォッサマグナミュージアムだというような計画にしてほしいと要望が出されております。

市民会館のリニューアルについては、1月30日の委員会では、担当部署の説明資料が整わないという判断で協議題を変更して、市民会館のリニューアルについては、協議題から外すという正副委員長の意向でしたが、委員より、平成25年度予算を控えているので、不足の資料であっても協議題として取り上げるべきという意見があり、諮ったところ、再度、協議題として追加して審査を行いました。

また、2月14日の委員会でも協議題として取り上げていますので、まとめてご報告いたします。

また、2月14日の委員会では、青海総合文化会館きららと市民会館の現地視察を行っています。

委員より、土地代を除いた新築とリニューアルの実質負担額の差は5億5,000万円となった。大きくハードルが縮まったが、新築についてぜひとも再考してもらいたいという要望に対し、市長より、5億5,000万円という金額は、国県の補助金を使いながら、いろいろな市民の要望にも応えらるとなると、大きな事業が可能であり、5億5,000万円の魅力というのも非常に捨てがたい。そういった判断から、委員の皆様のご理解を得て、リニューアルでさせていただきたいと答弁が

ありました。

リニューアルか新築かという選択肢について、さまざまな論点で各委員の意見が分かれ、観客席の形状、左右・前後幅による居住性が1つの焦点になる中、新潟市りゅーとぴあが市民会館と同じ左右幅50センチ、前後幅90センチであっても、余裕のある観客席となっていることについて説明があったことから、単に前後・左右の間隔だけではなく、背もたれクッションの厚みや形状の違いによる、快適な観客席が実現できる可能性があることがわかりました。次回には、1脚20万円ともいわれる新潟市りゅーとぴあの特注座席と同等の居住性を備えた座席導入の可能性について、担当課が資料を整えた上で、再度、審査を行うこととしております。

社会福祉法人三友会については、委員より、平成25年1月15日の時点で、保育委託料にかかわる民間給与等改善費の加算について、国の運用通知に基づき、川崎保育園については全額停止するとはどういうことかという質疑に対し、民間保育所の保育士は、長く勤める方が多いほど給料が高くなるので、職員1人当たりの勤続年数に応じて基本金額に加算があるが、決めた費用以外に委託料を充てた場合は、翌年度、加算しないという規定が適用されるものであると答弁がありました。

消防救急デジタル無線の整備については、委員より、防災行政無線のデジタル化と消防救急無線のデジタル化がどのように進められていくのかという質疑に対し、防災行政無線につきましては、平成24年度から平成35年、36年くらいまでの長期にわたって整備をする長期計画を立てているものであり、消防救急デジタル無線は、平成25年度の実施設計から平成28年のアナログ撤去までのこの4年間で実施し、全く別々の事業で進めていくものであるが、中継局等は同じ建物の中に、防災行政無線と消防救急デジタル無線の中継局を一緒にするなど、コストダウンを図る形で進めたいと考えており、防災行政無線のほうは、既にことしからスタートしていると答弁がありました。

財源について、資料では地方債で19億2,570万円とあるが、国の補助はないのかという質疑に対し、当市のような山間地を多く抱えている場所と、平野部では条件があまりにも違うということで、総務省等にこれらの要望を上げているところである。やはり国から定められたものによって、地理的条件によって費用が莫大に違い過ぎるということで、議会側からも言ってもらっているが、全国市長会を通じても上げているところで、今のところ、新たな補助制度というものはないと答弁がありました。

教育委員会組織の一部変更については、こども課の下のこども支援室が、こども課とこども教育課で、またがった形になっていますが、業務の境目について詳しい説明をという質疑に対し、課の体制としては、こども教育課と、こども課に分かれるが、小学校と中学校、幼稚園と保育園の施設、建物の管理等、そこに勤務する市の職員の管理等はこども課である。一貫教育等で教育指導体制は、こども教育課のこども教育係が主体として指導等が入ることになる。子育て支援室は、親子健康、子育て支援ということで、幼稚園や保育園も統括していくという考え方である。2人の課長が行政職と教育職で分けたときに、スムーズな組織にすることを目指した組織形態であると答弁されています。

ひすいの里総合学校については、現在の県立分校から、平成25年度から糸魚川市立ひすいの里総合学校になることから、今後の展開について調査を行ったものであり、最初に現地視察を行っ



ております。

委員より、4月から糸魚川市立になったとき、職員体制、身分的なものは現状と比較してどうなるのか。長岡療育園へ定期的に通っているとのことだが、その内容と利用状況はいかがか。また、看護師の勤務体制はどうなるのかという質疑に対し、小中学部は今のところ、校長、教頭、事務員、養護教諭、それから一般の教諭で、通常学校の教員と同等の身分になり、現在の小中学部に勤務している教員数は、おおむね16、17名程度であって、子どもの人数に応じて、配置の人数が決まってくる。高等部は、新たに教頭、それから教務主任、養護教諭、事務、そういった職員が配置されると聞いている。

長岡療育園につきましては、主にリハビリが目的になり、非常に高度のリハビリや医療的なケア、検査等が必要な場合に、小さいときから通っている状況で、3名の方が通っていると聞いている。なお、上越管内には、長岡療育園と同等のケアのできる施設が、今のところなかなかないという実態である。来年度開設予定の糸魚川市立のひすいの里総合学校では、医療的なケアを必要とする子どももおりますので、看護師が一般教諭と同じ時間帯で、勤務をする予定であると答弁されております。

また、重複障害の児童を、一時的に預かることのできる看護師資格を持ったヘルパーさんの配置や、市内施設でのデイサービスやショートステイ対応など、現在の民間レベルでは無理なところを可能にしていくには、市の一步も二歩も踏み込んだ対応が必要であると考え。また、学校現場での保護者との情報交換が必要だと思えるがいかがかという質疑に対し、福祉サイドでは既に相談を進めているが、クレイドル、あるいはみずほで、一時的にでも預かる時間帯を確保できないか協議をしているが、専門的な看護師が必要であるとか、急に容体が変わるといようなときに、責任が持てないというような不安もあると聞いている。福祉サイドと教育委員会がしっかり連携をしながら、保護者の不安を解決できる対応を進めていかなければいけないと思っていると答弁されております。

高等部終了後の進路について、就労環境を整え、地域での受け入れ体制を整えるために、民間企業への協力要請の状況はいかがかという質疑に対し、この地域の中で、社会自立をしていくということが望ましいことだと考えている。そのために糸魚川市立の特別支援学校ができるわけであるし、県立の高等部もこの地にあるということだと思ふ。そのメリットを生かして、地域、職場、企業の皆さんに大いに理解をしていただき、就労もさせていただけるように、私たちも職場、企業等への働きかけをしてまいりたいと答弁されております。

能生地域内のインターネットサービスについては、委員より、JCVに貸し付けて保守管理も全部やってもらい、使用料を払ってもらう。NTTは、採算がとれると判断すれば事業を行う。能生地域では、今後、JCVとNTTとが使用される方が選べる環境になるということか。また、ケーブルテレビ事業はどう考えているのかと質疑があり、NTTとして需要が見込められればという条件があるが、その見込みがあれば、能生地域に民間のサービスが2社入ってきて、利用者は選択ができるという環境が整うという状況である。ケーブルテレビはJCVがやる場合は、利用料が現在の月当たり1,500円から3,045円に上がることになる。また、コミュニティ放送は、上越と糸魚川エリア全域の放送ということになるので、番組としては糸魚川の話題が1つあるかどうかという状況になることから、ケーブルテレビは、引き続き市で管理していく考えであると答弁されております。

糸魚川市第2次行政改革実施計画、平成25年度から平成27年度の策定については、委員より、行政改革の成果として、総合計画実施計画に事業の見直しのような目に見える形であらわれていない。合併が行政改革の始まりであり、合併しなければよかったという市民の声も多く聞く。

例えば、少子高齢化、人口減少に歯どめをかけるためにこういう政策と、その財源の確保のためには、このような事業については縮小傾向にしたいというようなことをはっきり伝え、市民の行革に対する理解度を高め、行政が行革を進めやすくしていくべきであるが、どう考えるかという質疑に対し、市民の行政需要は非常に多種多岐にわたっており、やめられる事業というのは非常に少ない。限られた財源の中で市民の需要を賄っていくためには、節約するところと、つけていくところの説明をする責任があると思うので、工夫は今後とも続けていきたいと答弁がありました。

また、形ばかりの部長制は不要だという意見が強い。企画部門の財政からの独立も必要だと考える。また、陳情型行政から脱却し、職員一人一人の企画力を高めていくことも重要であるがどうかという質疑に対し、市長は部長制を続けたい考えである。最大限、部制の力を発揮できるように取り組んでいく。企画部門については、改善する必要があるのだろうと庁内で議論している。部の中における企画調整機能を部長が果たしているけれども、部長1人では困難であるという意見も聞いている。部内でのプロジェクト調整機能を持たせることも、1つの方法ではないか協議していく。企画力は今の時代背景からも重要であり、強く求められていると考えていると答弁がありました。

また、市政運営会議、部課長会議で、縦割り行政の弊害を排除しているというが、実際の会議は報告会にとどまり、実質的な横の連携が図られていないように思うがいかがかという質疑に対し、市政運営会議が最終的な考えとなるが、それぞれ各課のいろいろな課題を上げてきて論議をするわけであるが、中身を深く知らないことについては、第三者があまり発言しないというのも事実としてある。市の絶対の最終方針を決めるときは、違った担当であっても、それぞれが発言できる組織というものをつくらなければいけないと思っている。部課長会議では、発言するかしないかに個人差があるが、そういうことがないように、日ごろから改善をしないといけないと思っていると答弁がありました。

ほかにも多くの質疑がありましたが、省略いたします。

以上で、総務文教常任委員会の所管事項調査報告を終わります。

議長（古畑浩一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

本件につきましては、委員長報告のとおり了承することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することと決しました。

次に、渡辺重雄建設産業常任委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

渡辺委員長。〔4番 渡辺重雄君登壇〕

4番（渡辺重雄君）

おはようございます。

去る2月13日に建設産業常任委員会を開催し、所管事項調査を行っておりますので、主な内容についてご報告をいたします。

今回の調査項目でございますが、1点目のガス水道事業については、能生谷簡易水道統合整備事業について、2点目の農林水産業の振興と整備については、林道の整備状況について、3点目のジオパークの取り組みについては、ジオパーク戦略プロジェクトの取り組みについて調査を行っております。

まず、1点目のガス水道事業についての能生谷簡易水道統合整備事業については、事業全体の平面図により、平成24年度から26年度にわたる3カ年の計画の説明を受けました。

続いて質疑に入り、委員からは、消火栓に関して、火事になった場合に減圧弁を開ける方法がないのか。3キロでやるのと6キロでやるのでは水量が4倍は違うわけで、その辺の心配はないのかという質問には、水量計算をして設計していただいております、心配はないと考えている。大きな火事の場合には、バイパスもあるので操作は可能だが、現状では問題ないと考えているとの答弁がなされました。

また、この事業について、利用者等への説明、周知等はどのようにされているのかという質問には、本事業については、地域審議会等で事業計画を説明をしている。各工事の実施に当たっては、関係する地区に事前に説明会をさせてもらい、実際の工事に入る場合は、手続をとらせてもらっているとの答弁がなされました。

さらに、この事業の総トータルの事業費と、需要戸数と1戸当たりの負担はどれくらいかとの質問には、全体事業費は6億9,000万円を予定しており、需要戸数は1,037戸で、市営の施設であり、各戸負担はないとの答弁がなされました。

次に、2点目の農林水産業の振興と整備については、林道の整備状況について調査を行いました。

担当より、林道の整備状況、林道の延長、開設中及び改良予定の概要と課題ということで、放山線、海沢線、入山線、橋立上路線の4路線について、各路線の図面や写真を含めて詳しい資料の説明がありました。

続いて質疑に入り、委員から、林道橋立上路線を開設するに当たって、まず、距離を伸ばせということで、結構、急勾配の法面でやってきた部分もあると思うので、全線を調査して、まだ崩れていないところでも、危険性のあるところをチェックしてもらいたいとの要望があり、今回、この路線にかかわっていただいた建設業者の方、青海事務所、コンサルタントの三者で全線を見て、改良計画をつくったが、いま一度チェックを入れて計画を進めたいとの答弁がなされました。

放山線の林道活用の素材提案に関して、すばらしいと思うので資料として提供をしていただきたい。林道全体を考えれば、ハードはわかったが、ソフトに関してどのように取り組んでいるのかと

の質問には、放山線については協議会をつくって、26年度の再評価に向けて計画をつくっており、再評価ありきで計画をつくるものでなく、林道放山線の総合利用という部分を、市民を巻き込んで計画を考えている。

そのほかの林道に関しては、1次産業の部分で市民の関心が山に向かっていないという点では、担当課として苦慮しているが、地域活性化に結びつくようなものがあれば、しっかりと対応していきたいとの答弁がなされました。

さらに、ソフトパワーが必要な時代だと思うが、その辺の考えはないのかとの質問には、市長から、ペレットという1つの切り口ができたので、間伐とかそういった形の中では、利活用の幅が広がった。第1次産業の活性化が、糸魚川市の活性化にもつながるわけであり、今進めている6次産業化に広げていきたいとの答弁がなされました。

また、放山線の21年度の県の再評価は、厳しい意見をいただいているということだが、特定した厳しい意見があったのかとの質問には、地盤が軟弱であったり、災害が起きたりして、事業が進まないことから進捗率が遅いということ。それから周辺の森林の整備状況も、数字としてなかなか上がってきていないということも含めて、厳しいご意見をいただいたと聞いているとの答弁がなされました。

ほかに林道を整備するに当たって、市民の力も得られるようなプランを立てて、ペレットストーブ、ペレットボイラーの普及とつなげて、進めていただきたいという要望もありました。

次に、3点目のジオパークの取り組みについては、ジオパーク戦略プロジェクトの取り組みについて調査を行いました。

担当より、糸魚川ジオパーク戦略プロジェクト、24年度の取り組みについて総括的なジオパーク事業の経過と検証、さらに、飯山市との観光交流都市協定についての説明がなされました。

続いて質疑に入り、委員より、市役所と関係者は一生懸命だが、市民にジオパークが定着していないという見方がある。特に糸魚川出身者からは、世界と冠がついて首都圏では誇りに思っているが、意外と地元の友達とか市民が軽く考えているとの声があるが、いかがかという質問には、市民のジオパークに対する認識とおもてなしが、全体化されているかという点については不安を持っており、そろそろ新幹線が近づいてくるといこともあわせて、啓発活動をしっかりしていきたいという答弁がなされました。

この4年間で、新潟県が糸魚川に対して西の玄関口として、どういう取り組みをされてきたかという検証結果を紹介してほしいとの質問には、新潟県の本庁ベースでは、事業の連携、展開はなく、糸魚川地域振興局が、ほぼ全面バックアップの形で非常に広範に事業提携して、連携していただいているとの答弁がなされました。

また、海を活用した事業がちょっと弱いのではないかと思う。新幹線をおりて、そのまま浜釣りができる空間をつくるとか、釣具店、釣り船関係者からも声を拾って開拓をしていただきたいと思うが、いかがかとの質問には、いろんな形の糸口があり、それぞれの分野で見ればニーズは結構ある。このところジオパークを活用したところに特化しているが、そういう視点もしっかりわきまえながら、広範な誘客をしてくべきだと思っているとの答弁がありました。

ほかに、今、非常に通信端末が進歩しているが、例えばWi-Fiのスポットの整備や、次世代の4Gの高速通信の整備についての考え方や現状について伺いたいとの質問には、Wi-Fiのス

ポットの拡充が、これから求められてくると考えており、市の施設でもできるだけやっていきたいと考えており、関係課に働きかけていきたい。糸魚川市へ着いてから、どう行くかということが今後の課題と考えており、情報発信に十分意を注いでいきたいとの答弁がなされました。

今回の糸魚川ジオパーク戦略プランに基づく戦略プロジェクトの24年度の取り組みと、ジオパーク事業の経過と検証に関して、委員からは、今回はかなりわかりやすい取り組みがなされ、その成果も整理をされているとの評価もありました。

委員会としては、25年度は世界ジオパークの再認定を迎えるに当たって、さらに充実した取り組みを期待をしているところです。

以上で、建設産業常任委員会の所管事項調査報告を終わります。

議長（古畑浩一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

本件につきましては、委員長報告のとおり了承することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することと決しました。

次に、高澤 公市民厚生常任委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

高澤委員長。〔19番 高澤 公君登壇〕

19番（高澤 公君）

おはようございます。

市民厚生常任委員会委員長報告を行います。

市民厚生常任委員会では、1月24日に所管事項調査を行っていますので、その内容の経過と結果についてご報告いたします。

調査事項は5項目ありまして、次のとおり進めております。

1項目目の国民健康保険第2期特定健康診査等実施計画書（案）については、担当課から、この計画書は5年に1度見直しを行うもので、平成25年度から29年度までの計画であります。

近年、とみに多くなってきている生活習慣病は、日本の主な死亡原因にもなっていて、かつ要介護状態となる大きな原因にもなっています。これらを予防するためには、国は各医療保険者に特定健康診査・特定保健指導を義務づけているものであります。

しかし、糸魚川市の特定健康診査の受診率は、ようやく県内平均を超えたにすぎず、保険者としての活動に弱いところがあり、県下有数の高齢化率の高い市とすれば、計画書をつくるだけではな

く、受診率アップに向けたより一層の活動が望まれるところでありますと説明がありました。

委員からは、

1つ、市民への連絡、周知方法により一層の工夫をお願いしたい。

1つ、毎月あるいは毎年の目標を定めて努力するなど、受診率アップにつながる研究をしていただきたい。

1つ、生活習慣病対応ができる医療機関が少ない。人間ドックとあわせて、受診者をふやす方法もあると思うので、連絡をとり合って実施してほしい。

1つ、家族が受診を勧めるなど、家族を巻き込んだ生活習慣病への意識改革や、生活改善が必要と思われるなど貴重な意見が出されました。

第2期実施計画書(案)は大変よくできており、そのとおり実行すれば、受診率アップと健康な市民がふえることは間違いないので、委員の意見も参考にしながら進めていただきたいと思います。

続いて、2項目目は、健康づくりセンターはびねすの利用状況についてでありましたが、くしくも、はびねすでレジオネラ菌が発生しており、常任委員会当日も温浴施設とサウナは使用停止である状況から、レジオネラ菌発生事故の件から調査をいたしました。

この事件は、本年1月17日から1月29日まで、温浴施設が使用停止となった事故でありましたが、その経過、問題点など委員の意見としては、

1つ、昨年12月11日に検査機関に送った検体からレジオネラ菌が発見され、12月21日に検査結果がわかっていたこと。

1つ、担当職員の教育不足で、その結果が約1カ月後の1月17日に市の担当者に伝わったこと。その間、レジオネラ菌が発生した温浴施設を使用していたこと。

1つ、配管内と循環ろ過機の対消毒で法律違反を見逃していたこと。

1つ、市としては、レジオネラ菌発生は初めてではなく、ほかの施設での過去の経験が生かされていないこと。

1つ、さまざまなチェックや検査体制まで指定管理者の方針どおりであり、少なくとも管理状況のチェックや、種々の検査は糸魚川市が責任を持って行うこと。

1つ、市は管理状況のチェックや、法律で定められた検査などに進んで参加しようとする姿勢がなく、全てお任せ行政であったと言われても申し開きができない立場であることなど、さまざまな角度から真剣な調査がなされました。

市の答弁では、「二度と起きないようにする」とか「もっと真剣に対応して」とかの言葉が繰り返されましたが、レジオネラ菌は市が関係する施設から過去何回か発生しており、その都度、同じ答弁がなされています。

委員からは、市の危機管理体制、危機管理能力に大きな疑問を抱くところであるとともに、この温浴施設だけでなく、大野のごみ処理問題でも同様で、ヒューマンエラーから発生する問題が多過ぎるのではとの苦言がありました。今後、職員の意識改革を徹底的に行い、未然に防げるものは未然に防ぐ体制を築き上げてほしいとの提言がなされています。

また、続きまして、はびねす利用状況では、当初、市が推定していたよりも利用客数は多かった。なお、それに伴い光熱費の予算の不足が生じているが、全体では好調であるとのこととあります。

委員からは、健康づくりの拠点として、はびねすが建設されたわけだが、健康づくり活動に地域

格差が生じていることが指摘され、早急に解決するよう意見がありました。

市では、拠点であるはびねすとのつながりのある活動を展開するよう研究していきたい。そして結果として、特定検診などに反映できるように、利用方法を考えていかなければならないと答弁がありました。

そのほか質問、意見等がありましたが、特段報告することはありません。

続いて、3項目目の老人いこいの家事業見直しについてであります。今回の見直しは、老人いこいの家を利用する人たちの利用料金を変えずに、いこいの家事業を委託している事業者への委託料を一律100円上げて、税の公平性を図ろうとするものであります。

このことは平成23年12月定例会で、当委員会に付託された議案第125号の審査が発端で、現在の市条例の入湯税減免規定では、60歳から64歳の人たちで、老人クラブの加入者だけが減免されるという税徴収の不公平を議会から指摘されたものであります。

今回の見直しでは、税徴収の公平面では解消されますが、いこいの家事業そのものの妥当性が問われました。

1つ、老人いこいの家という名称の問題。

1つ、利用者数が少ない問題。

1つ、利用者料金と委託料を合わせると1,050円となる料金の問題。

1つ、老人会、老人クラブの組織維持や活性化に、どれほどの効果があるのか不透明な問題など真剣な質問、意見が出されました。

市の答弁では、委員の皆様から出された問題は、この時期に変更することは難しいので、新年度になってから、新たな観点から関係者と協議をしたいとのことであります。

4項目目の在宅介護応援ほむ事業については、この事業は在宅で介護をしようとする人たちへの支援制度で、主に家屋のリフォームの資金援助をしようとするものであります。市単独事業であり、リフォーム工事費の3分の1の補助で、上限を50万円とし、現行の補助制度と合わせると総補助額が80万円程度になるというものです。

なお、単年度事業ではなく、2年、3年と長期的に継続していきたいとのことであり、事業開始は、平成25年度から実施したいとのことであります。

これは高騰する介護保険料対策の一環として出された施策ですが、新設の住宅改修補助制度であり、提出された資料も試案ということで、委員会調査で、よりよいものにしたいとのことであります。

委員からは、

1つ、3分の1の補助で上限50万円なら工事費は150万円となる。在宅介護を目指す人たちは、家族とともに生活したい、人生の終末期を自宅で過ごしたいと願う人たちが圧倒的に多いわけで、そうであるならば、よりよい介護ルームをつくるために、補助上限額を上げなくてはならない。

1つ、施設介護は、施設建設にも多額な資金が投入されているのだから、在宅介護者には、もう少し手厚い補助があってもよいと思う。

1つ、施設介護と在宅介護の給付金の違いは月に15万円とすれば、年間180万円の給付金額の差が出てくるわけで、もう少し補助額をふやして進めればどうか。

1つ、老老介護者や年金生活者にとって、住宅改修費は大きな負担となるのは間違いなく、補助

額を3分の1ではなく、2分の1か、それ以上の補助額としてほしい。

1つ、在宅介護者をふやすことは、同時に介護従事者もふやさなくてはならない。ホームヘルパー、ケアマネジャー、福祉住環境コーディネーター、理学療法士などの充実が必要と思われる。それと、かかりつけ医との連携にも注意が必要などの問題もあるため、ハードとソフトを一緒に進めなければならないなど、さまざまな意見が出されました。

市からは、いずれにしても現状では介護保険料の高騰で、市民に大きな負担を強いている状況にあります。この制度が介護保険料の抑制につながり、介護保険制度そのものが継続しやすいものとなるほか、将来の介護保険制度、特に介護保険会計を助けるものとなることを願っているため、今、委員の皆さんから出されました意見を十分参考にしながら、制度設計をしたいと思っていますとの答弁がありました。

続いて、5項目目、指定地域密着型サービス指定基準等については、これは今まで指定地域密着型介護サービスの各種基準は、介護保険法のもと厚生労働省令にて定められていたものを、介護保険法などが改正され、市で条例を定めて行うことになったものであります。

市の担当としては、施設整備などにしても、より細かく相談や助言ができるのではないかと考えているとのこととあります。

そのほか特段報告することはございません。

6項目目、上水道及び工業用水道から生じる汚泥の処理についてであります。これは報告事項としてあったものでありますけれども、委員の希望があり所管事項としたものであります。

冒頭に、搬出元から糸魚川市へ、1月9日に搬入を行う予定の連絡が、2日前の1月7日にあったために、議員への連絡にばらつきがあったことへの陳謝がありました。

委員から、運んできた運搬車は、どこで洗車するのか。運搬方法として、普通ダンプトラックとフレキシブルコンテナの両方あったが、今まで輸送方法の説明はなかった。その違いは何かあるのかとの質問に、洗車場所については詳しく聞いていません。搬出先で行っていると思うが、後ほど確認いたします。

輸送方法については、基本的に運搬車から漏れない構造であればいいわけで、指定はしていません。搬出元自治体と受け入れ工場の間で、決めていることと思いますとの答弁がありました。

そのほか確認事項が2、3ありましたが、特段報告することはありません。

以上で、市民厚生常任委員会の所管事項調査報告を終わります。

議長（古畑浩一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

本件につきましては、委員長報告のとおり了承することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）



ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することと決しました。

暫時休憩とし、再開を11時10分といたします。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 開議

議長（古畑浩一君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第5．一般廃棄物最終処分場等調査対策について

議長（古畑浩一君）

次に、日程第5、一般廃棄物最終処分場等調査対策についてを議題といたします。

一般廃棄物最終処分場等調査対策特別委員会に付託中の本件について、調査が終了しておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

五十嵐健一郎一般廃棄物最終処分場等調査対策特別委員会委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

五十嵐委員長。〔17番 五十嵐健一郎君登壇〕

17番（五十嵐健一郎君）

おはようございます。

それでは、これより一般廃棄物最終処分場等調査対策特別委員会の第14回の審査報告、及び結審報告をさせていただきます。

2月15日の第14回の特別委員会では、協議題として、ごみ処理施設基本構想がありました。本来のスケジュールでは、この3月までに、ごみ処理施設基本構想を作成し、整備の方向性を、この特別委員会で示す予定と聞いておりました。

しかし、大野区から要望がありました再生事業を含むごみ処理施設の方式、最終処分場の規模等、今後まだ調査検討に時間を要することから、新年度に、専門家も含めた新しい検討委員会を立ち上げ、調査費用も計上し、検討を行うとの説明がありましたので、今回は、再生事業を含むごみ処理施設全体構想の検討材料として、行政と大野区にて、三重県亀山市の最終処分場へ視察に行ったとのことであり、その調査報告がなされております。

委員からは、行政側で視察した結果、再生事業をしている亀山市の方式で、問題なく糸魚川市で処理ができるのかどうか、危険性とか問題はないのか。今の段階で、行政として再生事業をどのように捉えているのかとの質問に、行政からは、亀山市の場合は、5ミリ以下のふるいしたごみは、全て処分場に埋め戻しているが、当市の場合では2つ方法が考えられ、ふるいしたごみを戻さず、それを含めた中で溶融する方法か、あるいは、ふるいしたごみを処分場に埋め戻すならば、管理型

の処分場を新たにつくらなければ再生処理は難しいとの答弁であります。

また、委員からは、ごみ処理施設基本構想を含めた全体計画のスケジュールはとの質問に、行政からは、須沢地区にある現在のごみ焼却場である中間処理施設は、耐用年数から勘案すると、平成30年ごろが更新の時期と推測しており、については平成25年度に一定の方向を示し、その後、業者選定、建築工事となり、31年前後に本稼働となるとの答弁であります。

ほかの委員からは、視察先の亀山市での大事な点は、確固とした行政ポリシーがあり、再生事業を選択したということである。この行政ポリシーが当市に足りない。亀山市では環境問題として取り組み、当市と同様に無分別に埋め立ててきた一般廃棄物については、市民から預かった負の遺産として認識し、それをなくすことにより、美しいふるさとを後世に残していきたいというポリシーがあり、市民にも十分理解を得ているとの意見が出されておりました。

次の協議題の大野地区の一般廃棄物最終処分場適正化工事の予定についての説明がありましたが、現地調査も行い、今まで経緯も説明されておりましたので、特段質疑等はありませんでした。

続いての協議題は、大野区要望の6項目の経過についてということで、昨年8月にも現地調査し、6項目について調査しておりますが、今回は現在までの対応状況について説明がありました。

委員からは、この6項目の取り扱いについて、行政側はどのような認識であるかとの点で質疑が再三交わされ、行政側からは、今回の問題解決条件と受けとめて対応しているとの答弁がありました。委員からは、再度、行政側と大野区とで、その点を再確認するよう要望されております。

また、ほかの委員からは、大野区民が不安に思っている点として、今、大野区での要求項目について、行政から糸魚川市民へ何も説明がない。また、行政内部での大野区への対応が二転三転するなど行政不信というのがある。

このことは大野区だけの問題でなくて、糸魚川市全体のごみ処理として検討すべきことであるはずなのに、大野区以外の市民に、俗に言う、わがままというように捉えられても大野区は遺憾である。そこで市として、今の大野区の問題をどう捉えて、どう解決していくんだということを市民へ明確に説明し、理解を得る努力を尽くすことが、この問題解決の大前提となるのではないかとの苦言もありました。

以上で、第14回の審査報告を終わりました。続きまして、これより結審審査報告をいたします。

平成20年11月に新潟県が実施した一般廃棄物最終処分場機能検査において、薬剤処理後のばいじんから、基準値を超える「水銀またはその化合物」が検出されたことと、飛灰の分析結果において、基準値を超えていたデータを長年にわたり市の担当課が見過ごしていたという結果を重く受けとめ、地元である大野区から、平成21年2月23日に提出された請願第3号、糸魚川市一般廃棄物最終処分場（大野埋立地）の安全対策に関する請願を審査するため、同年3月議会定例会初日に、糸魚川市一般廃棄物最終処分場調査対策特別委員会を設置し、同年4月の市議会議員選挙に伴い、5月に改めて設置されました。その特別委員会は、平成23年5月16日の臨時会にて結審しております。

しかし、大野区への安全・安心を図る適正化工事の実施の確認、また、ごみ処理あり方検討委員会が庁内で設置されるのを受け、市議会でも改めて特別委員会で対応すべきとの判断となり、平成23年6月議会定例会の中で、一般廃棄物最終処分場等調査対策特別委員会を設置されました。

延べ14回にわたり委員会を開催した結果、本特別委員会の設置目的である付議事件については、

調査検討を進めるとともに、粘り強く行政に意見要望させていただきました。

付議事件の1つ目、糸魚川市一般廃棄物最終処分場の適正化及び恒久対策についてであります。大野区民の安全・安心を第一としたものとし、地区住民の民意を十分くみとり工事が開始されております。

2つ目、一般廃棄物最終処分場の新增設についてであります。一般廃棄物最終処分場適正化工事の進捗にあわせ、浸出水調整槽などの附帯施設の設置工事を現在進めてはいるが、今後の糸魚川市のごみ処理のあり方の結論により、新增設の計画も変更となることから、大野区との協議を十分図り、理解を得た上で整備を進めるよう要望したところであります。

3つ目、不燃ごみ中間処理施設についてであります。今後作成するごみ処理施設基本構想に基づき、関係する地区の住民も含めた中で十分な検討を進め、施設整備を計画的に推進するよう強く要望したところであります。

4つ目、ごみ処理施設の調査及び対策についてであります。現地調査、先進地視察、また、大野地区の一般廃棄物最終処分場総合整備対策委員会との委員会協議会をはじめ、財団法人日本環境衛生センターによる安定化に向けての詳細調査も委託し、多様な資料や知識がそろったと考えており、現状の把握と、これからの方向性について見定めてまいりました。については、今後作成するごみ処理施設基本構想に、十分生かしていただきたいと要望するものであります。

付議事件については以上であります。今までの委員会審査報告でも申し上げましたが、審査の過程におきまして、委員より、改めて行政側の糸魚川市への対応について厳しい意見が数多く出されました。

糸魚川市は、今回の一般廃棄物最終処分場の一連の事案を受けて、たび重なる行政側からの誠意が見えない対応について、6項目の要望を出されました。

6項目の内容は、最終処分場に関係するものと、今まで糸魚川市が行政対応について積年不満に思っていた事項であります。当特別委員会でも、この6項目については、今後の最終処分場等の整備を考えたときに、重要な問題解決条件となるということで、現地調査や机上調査を行い、ようやく行政側も重い腰を上げ、事業を開始しております。

糸魚川市と当特別委員会では、行政側の努力も認めてはいるのですが、現在、この項目については何も書面等で取り交わしもなく、人により、その項目のあり方の見解の相違もあることから、今後、区と行政の覚書等の締結により、より明確なものとして取り扱うことを要望いたします。

なお、結審に当たっての集約事項としては、第1点目として、本件は、問題が発覚してから長年経過しているが、行政側では検討する時間がないとの答弁も多々あるが、問題発覚から十分検討する余地はあり、いまだ完全に解決していない重大かつ遺憾な問題である。

また、再生化事業などの実施事業に対する市内コンセンサスが取れていないことなども問題であるため、本件は糸魚川市の大きな政治課題ということを十分認識し、可及的速やかに問題解決を図るよう強く要望する。

2点目として、この特別委員会の前の第2次特別委員会にて、道義的責任を認めさせた株式会社日立製作所に対し、一時は訴訟問題まで発展しかけた損害賠償と、24年度以降の運転管理費について、当委員会では行政側と一緒に粘り強く交渉を続け、妥協できる金額まで定めたという経過もあるが、行政側には、日立側とは引き続き大規模修繕等臨時的な経費の交渉をし、市民負担の

軽減を図るとともに、一層の管理監督に努めるよう要望する。

第3点目として、糸魚川市のごみ政策に対する市の理念、市長の理念というものを明確にするとともに、大野区から要請があった再生事業を含めた糸魚川市のごみ処理基本構想の方向性は調査検討を進め、平成25年度中を目標とし、結論を出すとの行政からの約束もあるので、中間処理場等を含め、全体スケジュールを考慮した最適な事業推進を要望する。

以上が集約事項であります。

平成23年6月に特別委員会を設置して、延べ14回にわたり、付議事件を中心に委員会を開催いたしました。関係地区住民の安全と安心確保のため、また、糸魚川市のごみ処理問題解決に向け、早期の措置を講ずるよう強く要望して結審報告といたします。

長期間にわたり、委員会審査にご協力いただきましたことに改めましてお礼を申し上げ、審査報告を終わります。

議長（古畑浩一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

本件につきましては、委員長報告のとおり了承し、一般廃棄物最終処分場等調査対策特別委員会を結審とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承し、結審することと決しました。

日程第6．議案第3号から同第15号まで

議長（古畑浩一君）

日程第6、議案第3号から同第15号までを一括議題といたします。

提案理由の説明とあわせ、平成25年度の施政方針について市長から発言を求められておりますので、この際これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第3号から同第15号までの平成25年度各会計予算案を提案するに当たり、新年度の市政

運営に関して私の所信の一端と、平成25年度予算及びその主要施策の概要について申し上げます。  
それでは初めに、国・県の動向について申し上げます。

去る1月29日に閣議決定した国の平成25年度当初予算案では、日本経済再生に向けて、緊急経済対策に基づく平成24年度補正予算と一体となった15カ月予算として編成したとしており、補正予算と同様に、「復興・防災対策」「成長による富の創出」「暮らしの安心・地域活性化」の3点を重点に予算編成したといたしております。

一般会計予算は、総額9兆2兆6,115億円で基礎年金国庫負担の一部を含めた前年度の実質規模との比較では、0.3%の減であります。

歳入では、国税収入は1.8%増の4兆3兆960億円となり、4年ぶりに国債発行額が税収を上回る異常事態が解消されたとしておりますが、公債費依存度は依然として46.3%と高水準であります。

歳出では、公共事業関係費は5兆2,853億円、15.6%の増となっておりますが、一括交付金が廃止され、再び公共事業費として計上されたことを考慮すると、実質的には微増であります。また、平成25年度の地方財政対策の概要では、地方財政の規模は8兆1兆9,000億円、対前年比0.1%の増であります。

歳入では、地方税は1.1%増、臨時財政対策債も含めた実質的な地方交付税では1.3%の減となっておりますが、市税と地方交付税を含めた一般財源ベースでは、平成24年度と同水準を確保いたしましたとしております。

歳出では、給与関係経費8,500億円を減とする一方、緊急防災・減災事業及び地域の元気づくり事業として7,550億円を計上いたしております。

続いて、2月20日に発表された県の一般会計予算案の総額は1兆2,586億円で、対前年比6.2%の減となっておりますが、平成24年度予算に含まれておりました中越沖地震復興基金償還分1,200億円を除きますと、3%の増となっております。

歳入では、県税収入を3.6%の増とする一方、臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税につきましては、2.4%の減といたしております。

歳出では、将来への税収や、人口増につなげる施策を未来への投資と位置づけ、経済、雇用対策等に努め、新成長プロジェクト等により地域経済の活性化、新エネルギーなどの新たな成長分野への取り組み、子育てや教育環境の改善、防災対策の強化などを進め、将来に希望の持てる魅力ある地域社会の実現に取り組むといたしております。

このような国、県の予算案の現況を受け、市としての平成25年度の市政運営の基本的な考え方、予算案の編成方針、並びに施策の概要について申し上げます。

新年度は、合併9年目となり、第3ステージのスタートの年となりますことから、8年間を振り返り、これまでの取り組みをいま一度見直し、課題を整理、再確認し、事業をリメイクする必要があると考え、限られた財源の中で、選択と集中による効果的な事業展開とともに、新たな行政課題の解決と、将来の安定した歳入確保につながる施策も考慮しながら、総合計画後期基本計画をベースに予算編成をいたしたところであります。

新年度においては、次の3点を重点施策として取り組む考えであります。

1点目は、「安全安心、元気なまちづくり」、2点目は、「明日を担う人を育むまちづくり」、

3点目は、「新幹線開業を活かすまちづくり」であります。

1点目の「安全安心、元気なまちづくり」では、災害から市民の命を守ることを最優先とした地域防災体制の強化と、住民意識の向上のほか、学校をはじめとした公共施設の耐震化を進めてまいります。

さらに、健康づくり事業の推進や、病院勤務医の長期研修及び認定看護師資格取得にかかる経費の助成などの新たな制度を設け、地域医療の充実に取り組んでまいります。

また、廃棄物最終処分場の適正化に向けた整備と、廃棄物処理全体のあり方について調査検討を進めてまいります。

2点目の「明日を担う人を育むまちづくり」では、日本一の子どもづくりを目指し、子ども一貫教育方針の実施とともに、子育て支援のための施策の拡充など、子育て環境の充実に図ってまいります。

フォッサマグナミュージアムや市民会館などの文化施設のリニューアル、能生体育館改築に向けた取り組みや、市民総合体育館などの既存スポーツ施設の改修を行ってまいります。

また、新公民館体制に対応する施設整備や移行支援を進めるとともに、地域づくりプランの策定や計画事業への助成などを実施し、住民による自主的・主体的な地域づくりを、住民と一体となって取り組んでまいります。

3点目の「新幹線開業を活かすまちづくり」では、平成27年春の新幹線開業は、ジオパークを核とした交流人口拡大に向け、糸魚川を日本及び世界に売り出す最大のチャンスであり、糸魚川駅及び関連する周辺の施設整備や、交通ネットワークの充実などのハード面の整備を進めるとともに、新幹線開業に向けたキャンペーン事業やジオパーク戦略プロジェクトに基づく誘客事業などソフト面の活動を、市民の皆様と一体となって取り組んでまいります。

あわせて、企業の設備投資に対するマイナス金利制度を新たに設け、企業の新たな事業展開を支援するとともに、なりわいパートナー創出事業等で糸魚川市独自の商品等の開発を促進するなど、産業間連携による地域産業の振興を推進してまいります。

以上、3点を重点とした新年度の一般会計予算案は306億2,000万円で、対前年比9億1,000万円、3.1%の増であります。

国民健康保険事業をはじめとする特別会計では、総額169億8,770万円で4.3%の増、企業会計は29億1,520万円、13.9%の増とし、全会計の予算総額は505億2,290万円で、対前年比19億6,090万円、4%の増といたしたところであります。

次に、予算の主要施策の概要について、平成25年度当初予算参考資料の42ページ以降の総合計画実施計画事業の予算概要に従い、ご説明申し上げます。

第1章「すこやか やすらぎ 支え合いのまちづくり」について申し上げます。

「子どものすこやかな成長支援」では、少子化に歯どめをかけるため、縁結びハッピーコーディネート事業として未婚者の出会う機会の創出に取り組んでおりますが、より広範囲での出会いの機会を創出するため、新たに結婚相談所入会支援に取り組むとともに、不妊治療費助成を継続してまいります。

また、保育料の軽減や子ども医療費助成など、子育てへの経済的支援を行ってまいります。

さらに、民間保育施設を活用した休日保育や、新たに西海小学校での学童保育を開始し、仕事と

子育てが両立できる環境整備を図ってまいります。

「高齢者への支援」では、介護保険事業の安定化に向け、介護予防、健康づくりを推進するとともに、高齢者が住みなれた自宅で安心して暮らせるよう、市単独の新たな住宅改修費助成制度を設け、在宅介護へのさらなる支援に努めてまいります。

また、高齢者が生きがいを持って暮らせるよう、老人クラブやシルバー人材センターへの助成を行うとともに、高齢者おでかけ支援事業を継続し、気軽な外出と社会参加を促進してまいります。

「地域で支え合う福祉の推進」では、災害時のボランティアの重要性が高まっており、ボランティアの育成や活動に対する支援、さらに地域福祉の重要な役割を担っている社会福祉協議会への運営費助成を継続してまいります。

また、障害者福祉では、住みなれた地域で自立した生活が送れるよう、一般就労に向けた訓練や、一般就労が困難ではあるが、就労意欲のある人への日中の作業場の確保に努めるとともに、社会参加の促進と経済的な負担軽減を図るため、障害者交通費助成を拡充してまいります。

「健康づくりの推進」では、運動を取り入れた健康づくりを推進するため、地区運動教室開催箇所及び水中運動教室の拡大を図るとともに、健康づくりセンターを核として、各種運動教室等の連携を図り、病気になりにくい体づくりを推進してまいります。

また、早期発見、早期治療に結びつくよう、各種がん検診をはじめとする健康診査や、特定健康診査の受診率向上に取り組んでまいります。

「地域医療体制の充実」では、修学資金貸与事業や看護師就職助成金交付事業を継続するとともに、病院勤務医の長期研修費や認定看護師資格取得に向けた研修費への助成制度を新設し、医師及び医療技術者への確保に取り組んでまいります。

また、中山間地域の医療体制の充実を図るため能生国民健康保険診療所を改築し、地域の拠点診療所としてMRIをはじめとする医療機器の充実も進めてまいります。

第2章「明日を担うひとづくり」について申し上げます。

「就学前教育・学校教育の充実」では、平成22年度に策定した子ども一貫教育方針に基づく基本計画を実施するため、カリキュラムや副読本の作成を継続するとともに、知・徳・体のバランスのとれた子どもを育てるため、子どもや学級の状況などに応じた教育補助員の配置を行ってまいります。

また、市内全小・中学校で全国標準学力検査・知能検査の取り組みを継続し、実態の把握・分析を行い、指導方法や指導ポイントの改善を図り、学力向上に向けた取り組みを進めてまいります。

さらに、ふるさと糸魚川に愛着と誇りを持つ子どもを育成するため、ふるさとといいがわ学習を継続するとともに、学校と地域間の調整役を担う地域コーディネーターの増員を図ってまいります。

教育施設整備では、特別支援学校、糸魚川小学校をはじめとする小学校3校、能生中学校をはじめとする中学校2校の施設整備を進めてまいります。

また、本年度、寄附を受けました教育会館を教育相談センターとして活用するため、耐震補強と改修を進めてまいります。

「生涯学習の充実」では、各年代の市民ニーズを捉えた各種講座や教室の開催に取り組むとともに、新公民館体制への移行を進め、地区公民館を生涯学習やコミュニティ活動等の拠点として、人づくりや地域づくりを推進してまいります。

また、施設整備では、（仮称）田沢地区公民館の新築、名引地区公民館をはじめとする9館の耐震補強、改築、改修、西海地区公民館をはじめとする3館の実施計画、中能生地区公民館の用地取得に取り組んでまいります。

「文化の振興」では、市民生活に潤いと活力を与え、心豊かな生活が送れるよう、すぐれた芸術文化の鑑賞機会の提供に努めるとともに、文化協会や文化団体などの活動支援を行い、市民の主体的・自主的な活動を支援してまいります。

また、ふるさとの偉大な文学者であります相馬御風の書簡を調査解読し、書簡集としてまとめ、公開してまいります。

また、日本で初めての開催となります鉱物学と博物館に関する国際会議の平成28年度誘致に向けて、形の科学会の開催や、誘致・宣伝活動に取り組んでまいります。

施設整備では、フォッサマグナミュージアムのリニューアルに向けた実施設計に取り組むとともに、市民会館のリニューアル工事にも取り組んでまいります。

「生涯スポーツの振興」では、スポーツによる市民の健康づくりを推進するため、各種レクリエーション教室やスポーツ教室の開催を支援するとともに、市民のスポーツへの関心を高め、競技力の向上を図るため、有名選手招致事業やスポーツ大会開催の支援に取り組んでまいります。

体育施設では、能生体育館の用地取得をはじめ、市民総合体育館、田沢体育館及び早川交流促進センターの改修に取り組んでまいります。

第3章「便利で快適なまちづくり」について申し上げます。

「交通ネットワークの整備」では、北陸新幹線開通による拠点性を見据え、十字型に結ぶ経済圏の確立のため、地域高規格道路松本系魚川連絡道路のルート帯の決定、整備区間指定に向けた取り組みを進めるとともに、国道8号系魚川東バイパスの大和川 - 押上間の早期供用開始に向けた取り組みを進めてまいります。

また、北陸新幹線開業を控え、中央大通り線全線開通に向け取り組みを進めるとともに、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的な橋梁修繕や市道の計画的な整備を進めてまいります。

さらに、平成25年度は姫川港開港40周年、北陸本線全線開通100周年の年となりますことから記念事業等を行うとともに、さらなる利用促進に努めてまいります。

路線バスや地域コミュニティバスは、市民の身近な交通手段であり、運行経費の助成を行うとともに、より利用しやすい交通体系となるよう、状況に応じた見直しを進めてまいります。

「北陸新幹線開業に向けたまちづくり」では、北陸新幹線系魚川駅開業記念事業実行委員会を中心として記念事業の検討を進め、平成27年春の開業に向けた記念イベント等を実施してまいります。

また、新幹線利用に向けたキャンペーン事業などのソフト事業や、新幹線駅舎関連施設のハード事業を継続して取り組んでまいります。

「地域情報化の推進」では、有線テレビの自主放送関連機材の整備や、告知放送のセンター設備更新などに取り組んでまいります。

「住みよい住環境の整備」では、公園施設の長寿命化計画に基づき、遊具も含めた公園施設の計画的な改修と更新を進め、長期的な維持管理費の削減を図ってまいります。

水道事業では、能生地域での安定した給水に向け、平成25年度では水道管網広域化事業を完了



させるとともに、能生谷地区にあります4つの市営簡易水道等の統合や、大野地区簡易水道組合をはじめとする簡易水道施設の改修を進めてまいります。

公共下水道では、平成26年度完了に向け浦本地区での整備を進めるとともに、下水道への接続と供用区域以外での合併処理浄化槽の普及を推進し、公共水域の保全と住環境の向上に努めてまいります。

「国土の保全と整備」では、平成25年度完了に向け、姫川かわまちづくり事業に取り組んでまいります。

また、海岸保全では、大和川漁港海岸において潜堤設置や防波堤への消波ブロックの設置を行うとともに、侵食が進むほかの海岸の侵食防止対策や海岸整備について、引き続き国県に要請をしてまいります。

第4章「交流いきいき産業のまちづくり」について申し上げます。

「働きやすい労働環境づくり」では、子育て世代の働きやすい環境整備に向けて、ワーク・ライフ・バランス推進事業を活用した育児休業や、短時間勤務制度の導入拡大が図られるように取り組むとともに、労働環境の改善や就労支援を行う団体への助成を行ってまいります。

また、雇用促進協議会等との連携をいたしまして、地域就職情報の提供を行うとともに、求人説明会や市内企業見学会などを実施してまいります。

さらに、資格試験の受験料などの助成や、就職資金貸付及び利子補給を継続してまいります。

「活力ある商工業の振興」では、販路拡大に向けた見本市等への出展経費の助成制度や、利益率の高い事業展開を支援するため、自社ブランドの特許権等の出願料に対する助成を継続してまいります。

また、本年度から取り組んでおります、なりわいパートナー創出事業により、産業間の連携を図り、新たな商品、サービス等の創出に努めてまいります。

さらに、設備投資の借入れにかかる利息相当分を補助するマイナス金利制度を新たに設け、企業の新たな事業展開を支援してまいります。

商業振興では、糸魚川駅北商店街のにぎわいづくり事業や、青海通り線沿いの新幹線高架下活用事業にも取り組んでまいります。

「魅力ある観光の振興」では、平成23年度に3地域の観光協会を一本化しておりますが、一体化した本部機能の強化を促進し、新幹線開業に向けて全市的な誘客活動を推進してまいります。

さらに、本年度の世界ジオパークの再認定を目指し、ジオパーク戦略プロジェクトに基づく各事業の連携を図りながら進めるとともに、案内機能の強化や、より多くの市民に、おもてなしの対応力の向上に向けた取り組みをさらに進めてまいります。

また、親不知ジオサイト内にあります旧北陸本線の親不知トンネルをジオポイントとして活用するため、健全度調査を実施するとともに、市内観光を楽しめる交通環境を整備するため、定期観光バス運行費助成や糸魚川街めぐりバス運行も継続してまいります。

「農林水産業の振興」では、力強い農業構造の実現に向け、集落、地域の皆様との協議を進め、人・農地プランを策定し、農地集積や新規就農者への支援に取り組んでまいります。

また、中山間地域等直接支払制度や農地・水保全管理支払交付金を活用して、中山間地域の共同作業などを支援し、中山間地域の持続的営農活動と、農地の多面的機能の維持と確保を図ってまい

ります。

さらに、広域農道や一般農道等の早期完成に向けた取り組みを進めるとともに、農地等補完保全整備事業や基盤整備促進事業などによる農業用水路をはじめとする農業生産基盤の整備や、新潟米ブランドにふさわしい品質確保を図るため、機械、施設整備への支援を行ってまいります。

また、畜産業への支援につきましては、新たに出荷輸送経費に対する助成を行ってまいります。

林業振興では、新たに森林施業を前提といたしまして専用道路開設に取り組み、生産活動の採算性を向上させるとともに、健全な森林を育成するため計画的な造林、間伐等を促進してまいります。

第5章「環境にやさしい安全・安心のまちづくり」について申し上げます。

「環境の保全と資源循環型社会の形成」では、限られた資源の有効活用に向け、ごみ減量化対策やリサイクル事業などを継続するとともに、公共施設での生ごみ処理機の計画的な導入を進めてまいります。

また、一般廃棄物及び産業廃棄物最終処分場の適正化に向けた工事を引き続き実施するとともに、処分場再生事業を含むごみ処理全体の基本構想の調査検討に取り組んでまいります。

東日本大震災以降のエネルギー環境に対応した、当市に合ったエネルギーのあり方について審議会で検討を行い、新たなエネルギービジョンの策定に取り組んでまいります。

また、森林整備の観点から、環境にやさしいペレットストーブの普及に向けた助成制度も新たに設けてまいります。

さらに、市民との協働による環境美化活動の推進に向け、環境美化パートナー推進事業に取り組んでまいります。

「安全・安心のまちづくり」では、本年度に引き続き、残りの10地区公民館へ簡易救助セットを配備するとともに、避難路整備や避難路標識の設置など、防災環境整備経費に対する助成制度を新たに設け、住民による自発的な防災活動を支援してまいります。

また、新潟県による津波被害想定調査結果に基づくハザードマップを作成し、市民への注意喚起を行うとともに、引き続き、津波避難路の整備を行ってまいります。

防災行政無線及び消防・救急無線の各アナログ波が、それぞれ平成34年、平成28年で使用できなくなることから、計画的にデジタル波への移行を進めてまいります。

また、防火水槽などの消防水利施設をはじめ消防団活動に必要な施設、被服等を整備してまいります。

第6章「自立と協働のまちづくり」について、申し上げます。

「自主的・主体的なまちづくり」では、多様化する市民ニーズに応え、市民主体のまちづくりを進めるため、広報紙やホームページ等のさまざまな媒体や手段による行政情報の提供と、積極的な広聴活動に努めてまいります。

また、地域活動の拠点や災害時の避難所としての機能を担う地区集会施設整備への助成や、地域課題の解消につながる地域づくり活動等の具体的な取り組みを定める地域づくりプランの策定、及び活動に対する支援を行ってまいります。

能生地域の上南地区においては、地域プロジェクト事業として、本年度の地区住民による協議を踏まえ、山菜加工工場等のハード整備を支援してまいります。

さらに平成25年度から、高齢化率が高く積雪量の多い中山間地域に集落みまもり隊を配置し、

集落の機能や地域力の維持に向けた取り組みを進めるとともに、市内で開催する同窓会の経費を助成し、定住と地域経済の活性化に取り組んでまいります。

「効率的な行財政運営の推進」では、コスト・スピード・成果を重視した行政経営を基本方針とした、第2次行政改革大綱に基づく実施計画の着実な取り組みを進めるとともに、個別研修や集団研修等の職員研修を進め、職員一人一人の能力向上と意識改革に取り組んでまいります。

公共施設の耐震化や、北陸新幹線系魚川駅周辺整備など大規模な公共事業の実施に伴い、平成25年度予算案は、過去最大規模となっております。また今後、合併による特例措置がなくなる27年問題などがあり、厳しい財政状況が続きますが、より一層、効率的な行財政運営を進め、市勢の発展に努めてまいります。

以上、平成25年度予算案の概要と主要な施策、及びその取り組みについて申し上げます。

なお、今後、国の緊急経済対策に基づく補正予算案を取りまとめ、今定例会の会期中に提案する予定であり、その内容によっては、平成25年度予算案の調整が必要な場合もありますので、ご理解をお願い申し上げます。

議員各位並びに市民の皆様の、なお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、議案第3号から同第15号までの提案説明とさせていただきます。

議長（古畑浩一君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

質疑につきましては、予算の大綱にとどめますようご協力をお願いいたします。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本件につきましては、議長を除く25名の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件については、議長を除く25人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することと決しました。

お諮りをいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、甲村 聡議員、保坂 悟議員、斉木 勇議員、渡辺重雄議員、後藤善和議員、田中立一議員、古川 昇議員、久保田長門議員、保坂良一議員、中村 実議員、大滝 豊議員、伊藤文博議員、田原 実議員、吉岡静夫議員、池田達夫議員、五十嵐健一郎議員、倉又 稔議員、高澤 公議員、樋口英一議員、松尾徹郎議員、野本信行議員、斉藤伸一議員、伊井澤一郎議員、鈴木 勢子議員、新保峰孝議員。

以上、25名を指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました25人の議員を、予算審査特別委員会委員に選任することと決しました。

正副委員長互選のため暫時休憩いたします。

あわせて昼食時限により、再開を午後1時といたします。

午前11時52分 休憩

午後 1時00分 開議

議長（古畑浩一君）

休憩を解き会議を再開いたします。

休憩中、予算審査特別委員会が開かれ正副委員長を互選し、その結果が届いておりますので、ご報告をいたします。

特別委員長には、大滝 豊議員、副委員長には、斉藤伸一議員。

以上であります。

+

日程第7．議案第16号から同第27号まで

+

議長（古畑浩一君）

次に、日程第7、議案第16号から同第27号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第16号は、市立特別支援学校の設置に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでありまして、市立特別支援学校の設置に伴い、関係条例について所要の改正を行いたいものであります。

議案第17号は、教育相談センター条例の制定についてでありまして、教育相談センターを設置するため、新たに条例を制定するものであります。

議案第18号は、一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてでありまして、県職員の給与と改定等が行われることから、これらに準拠し、所要の改正を行いたいものであります。

議案第19号は、職員の退職手当に関する条例等の一部改正についてでありまして、県の職員手

当制度の改正に準じて職員の退職手当を減額するため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第20号は、特別職の職員の退職手当に関する条例の一部改正についてでありまして、特別職の職員の退職手当を減額するため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第21号は、市立へき地保育所の条例の一部改正についてでありまして、寺島保育所の閉所及びへき地保育所の名称を変更するため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第22号は、社会体育施設条例の一部改正についてでありまして、今井小学校の糸魚川小学校への統合に伴い、今井小学校グラウンドを社会体育施設として管理するため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第23号は、多目的交流センター条例の一部改正についてでありまして、多目的交流センターの所管を教育委員会に移すため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第24号は、手数料条例の一部改正についてでありまして、煙火消費許可に関する事務の権限移譲に伴い、所要の改正を行いたいものであります。

議案第25号は、辺地に係る総合整備計画の策定についてでありまして、西飛山辺地の公共施設を総合的に整備するため、計画を策定したいものであります。

議案第26号は、辺地に係る総合整備計画の変更についてでありまして、小滝、平岩辺地の施設整備の見直しに伴い、計画を変更したいものであります。

議案第27号は、過疎地域自立促進計画の変更についてでありまして、能生国民健康保険診療所整備事業など新規事業の追加等に伴い、計画を変更いたしたいものであります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（古畑浩一君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案につきましては、総務文教常任委員会に付託いたします。

日程第8．議案第28号から同第41号まで

議長（古畑浩一君）

次に、日程第8、議案第28号から同第41号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第 28 号は、烏帽子の里条例の制定についてでありまして、烏帽子の里を設置するため、新たに条例を制定するものであります。

議案第 29 号は、雇用促進住宅条例の制定についてであります。雇用促進住宅を設置するため、新たに条例を制定するものであります。

議案第 30 号及び議案第 31 号は、地域主権一括法に伴う条例制定であります。

議案第 30 号は、道路の構造の技術的基準を定める条例の制定についてでありまして、道路法の改正に伴い、市道の構造の技術的基準を定めるため、新たに条例を制定するものであります。

議案第 31 号は、準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定についてでありまして、河川法の改正に伴い、河川管理施設等の構造の技術的基準を定めるため、新たに条例を制定するものであります。

議案第 32 号は、白馬山麓国民休養地条例の一部改正についてでありまして、市内の同様施設の利用料金等の均衡を図るため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第 33 号は、農林水産事業に関する分担金徴収条例の一部改正についてでありまして、事業の終了及び新規事業の地元分担金の額を定めるため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第 34 号から同第 37 号までは、地域主権一括法に伴う条例の一部改正であります。

議案第 34 号は、都市公園条例の一部改正についてでありまして、都市公園法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正に伴い、都市公園の設置基準等を定めるため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第 35 号は、市営住宅条例の一部改正についてでありまして、公営住宅法の改正に伴い、市営住宅等の整備基準、入居者の収入基準等を定めるため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第 36 号は、水道条例の一部改正についてでありまして、水道法の改正に伴い、水道事業布設工事監督者、水道技術管理者の資格等を定めるため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第 37 号は、下水道条例の一部改正についてでありまして、下水道法の改正に伴い、公共下水道の構造基準、終末処理場の維持管理基準等を定めるため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第 38 号は、財産の取得についてでありまして、市内に移住し、または移住しようとする労働者等の生活及び就業の安定を図るため、糸魚川市大字大王 566 番地の 7、雇用促進住宅を取得したいものであります。

取得予定価格は、2,812 万 1,625 円で、契約の相手方は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構であります。

議案第 39 号は、指定管理者の指定についてでありまして、烏帽子の里の指定管理者を、平成 25 年 6 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間、烏帽子の里管理運営委員会に指定したいので、議会の議決をお願いいたしたいものであります。

議案第 40 号及び議案第 41 号は、市道の廃止及び認定についてでありまして、道保中央線の廃止及び認定について、それぞれ議会の議決をお願いいたしたいものであります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（古畑浩一君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案につきましては、建設産業常任委員会に付託いたします。

日程第9・議案第42号から同第50号まで

議長（古畑浩一君）

次に、日程第9、議案第42号から同第50号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第42号は、空き家等の適正管理に関する条例の制定についてでありまして、空き家等の適正管理を促し、安全で安心な住みよいまちづくりを推進するため、新たに条例を制定するものであります。

議案第43号及び同第44号は、地域主権一括法に伴う条例の制定であります。

議案第43号は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例の制定についてでありまして、介護保険法の改正に伴い、事業の人員基準等を定めるため、新たに条例を制定するものであります。

議案第44号は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の制定についてでありまして、介護保険法の改正に伴い、事業の人員基準等を定めるため、新たに条例を制定するものであります。

議案第45号は、障害者自立支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでありまして、障害者自立支援法の改正に伴い、法律名及び引用している条項が変更となるため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第46号は、新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてでありまして、新型インフルエンザ等対策特別措置法の整備に伴い、新たに条例を制定するものであります。

議案第47号は、入湯税条例の一部改正についてでありまして、老人いこいの家事業の見直しに伴い、同事業の利用者に係る減免規定を削除するため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第48号は、廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正についてでありまして、地域主権一括法による廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正に伴い、一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格に関する基準を定めるため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第49号は、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてでありまして、東日本大震災に関連する政令の改正に伴い、所要の改正を行いたいものであります。

議案第50号は、医師養成資金貸与条例の一部改正についてでありまして、資金の貸与対象者の要件を緩和するため、所要の改正を行いたいものであります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（古畑浩一君）

ただいまの説明に対します質疑に入ります。

ご質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案につきましては、市民厚生常任委員会に付託いたします。

日程第10．議案第52号

議長（古畑浩一君）

日程第10、議案第52号、平成24年度系魚川市柵口温泉事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第52号は、平成24年度柵口温泉事業特別会計補正予算（第2号）でありまして、歳入歳出それぞれ10万円を追加し、総額を2億5,562万円といたしております。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（古畑浩一君）

ただいまの説明に対します質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案につきましては、総務文教常任委員会に付託いたします。

日程第11．議案第53号から同第56号まで



議長（古畑浩一君）

次に、日程第11、議案第53号から同第56号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第53号は、平成24年度公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）でありまして、歳入歳出それぞれ3,297万5,000円を減額し、総額を27億9,922万7,000円といたしております。

なお、繰越明許費は、第2表のとおりであります。

議案第54号は、平成24年度集落排水・浄化槽事業特別会計補正予算（第4号）でありまして、歳入歳出それぞれ822万1,000円を減額し、総額を3億4,240万4,000円といたしております。

なお、繰越明許費及び地方債の補正は、それぞれ第2表及び第3表のとおりであります。

議案第55号は、平成24年度簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）でありまして、歳入歳出それぞれ462万2,000円を追加し、総額を3億3,886万3,000円といたしております。

なお、繰越明許費及び地方債の補正は、それぞれ第2表及び第3表のとおりであります。

議案第56号は、平成24年度ガス事業会計補正予算（第1号）でありまして、収益的収支では、収入額を12億266万円、支出額を11億6,820万7,000円といたしております。資本的支出では、収入額を3,357万円といたしております。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（古畑浩一君）

ただいまの説明に対します質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案につきましては、建設産業常任委員会に付託いたします。

日程第12．議案第57号から同第60号まで

議長（古畑浩一君）

次に、日程第12、議案第57号から同第60号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第57号は、平成24年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）でありまして、歳入歳出それぞれ1億8,513万7,000円を減額し、総額を52億7,210万7,000円といたしております。

議案第58号は、平成24年度国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）でありまして、歳入歳出それぞれ200万円を追加し、総額を1億6,476万9,000円といたしております。

議案第59号は、平成24年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でありまして、歳入歳出それぞれ3,524万5,000円を減額し、総額を10億4,465万5,000円といたしております。

議案第60号は、平成24年度介護保険事業特別会計補正予算（第3号）でありまして、歳入歳出それぞれ1億4,830万8,000円を減額し、総額を56億6,665万5,000円といたしております。

以上であります、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（古畑浩一君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案につきましては、市民厚生常任委員会に付託といたします。

### 日程第13．議案第51号

議長（古畑浩一君）

次に、日程第13、議案第51号、平成24年度糸魚川市一般会計補正予算（第13号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

議案第51号は、平成24年度一般会計補正予算（第13号）でありまして、歳入歳出それぞれ

3億3,702万7,000円を減額し、総額を311億701万9,000円といたしております。

今回の補正は、事業費確定に伴う整理補正が主なものでありますが、歳出の主なものは、2款、総務費では、基金積立金の追加、3款、民生費では、国民健康保険事業特別会計繰出金、介護保険事業特別会計繰出金及び後期高齢者医療特別会計繰出金の減額と、生活保護扶助費の追加であります。

4款、衛生費では、一般廃棄物最終処分場整備事業及び一般廃棄物最終処分場適正化事業の減額、7款、商工費では、中小企業向け資金貸付事業の減額であります。

8款、土木費では、北陸新幹線沿線道路整備事業の追加、国からの追加配分による財源振替、及び公共下水道事業特別会計繰出金の減額、9款、消防費では、防災行政無線整備事業の減額であります。

10款、教育費では、国からの追加配分による財源振替と博物館整備事業の減額、11款、災害復旧費では、県営現年農業用施設災害復旧事業の減額、12款、公債費では、市債償還元金及び償還利子の減額であります。

次に、歳入の主なものは、国庫支出金の追加と県支出金、諸収入及び市債の減額であります。

なお、繰越明許費及び地方債の補正は、それぞれ第2表、第3表のとおりであります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（古畑浩一君）

ただいまの説明に対します質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（古畑浩一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案につきましては、それぞれ所管の常任委員会に付託することといたします。

付託区分につきましては、お手元に配付してございます議案付託表によってご了承を願います。

以上で、本日の全日程が終了いたしました。

この際、議員各位に申し上げますが、本任期いよいよ最後の定例会となっております。

29日間に及ぶ長丁場ではありますが、インフルエンザ等悪性の風邪もはやっていることから体調には十分留意をされ、本定例会に臨んでいただきたい、議長からお願いを申し上げますとあります。

それでは、本日はこれにて散会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後1時23分 散会

+

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員

+

+

+